

第5日

平成23年6月17日（金）

午前10時零分開議

○議長（手嶋源五君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は20名で会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

日程に従い、16日に引き続きまして一般質問を行います。

それでは、最初に10番大庭きみ子議員の質問を許可します。10番大庭きみ子議員。

（10番大庭きみ子君登壇）

○10番（大庭きみ子君） 皆さま、おはようございます。大庭きみ子でございます。農繁期のお忙しい中、また足もとの悪い中にもかかわらず、このように多くの皆様方に議会傍聴においでいただきまして、まことにありがとうございます。

昨年の暮れからなかなか雨が降らない少雨傾向でございましたが、一時渇水対策本部まで設置されておりました。その中5月の半ば、そして梅雨入りをあとにまとまった恵みの雨に恵まれて農家では今からが田植えの本番であります。水を張った田んぼにきれいに並んだ苗が日、一日と育っていくさまはたくましくもあり、美しくもあり、それを眺めることのできる私たちの心を癒してくれる日本の原風景であります。

しかし、その美しい町やふるさとを一瞬のうちに奪い去ってしまった東日本大震災におきましては1万5,000人からの尊い命を奪い、いまだに8,000人余りの方の行方不明者の方がおありであります。さらにこの震災は福島第一原発を破壊し、日本の原子力発電の神話をこっぴみじんに打ち砕いたものであります。1997年神戸大学の石橋克彦名誉教授が日本で初めて原発震災という言葉を使い、原発災害の恐ろしさを世間に問い、警告を発してこられました。それがそのままそっくり現実のものとなって被災地の復興に暗い影を落としております。震災からさらに3カ月、テレビ報道で宮城三陸地方では港の復興が少しずつ始まったとありますが、それがだんだん下がって福島原発に近づきますと福島県北部の相馬港では、たとえ港を再開しても風評被害で魚が売れないのではないかと人々が疑心暗鬼となり、港はいまだに手付かずの状態のように見えると友人の手紙にありました。

今、政治がだめだと言われていますが、浜岡原発を止めたのも政治の決断であります。

「総理の決断は重い」と言った中部電力の社長の言葉を借りるまでもなく、菅総理の英断は大いに評価できるものであります。日本の原発は今回壊れました福島第一原発を含めて、それに故障続きの高速増殖炉のもんじゅを入れますと55基であります。現在17基が稼働中ではありますが、これらは順次定期点検で稼働を停止いたしますから、今止まっています原発の運転再開を地元の知事や住民が認めなければ日本の原発はやがてすべて止まってしまうこととなります。現にお隣の佐賀県の玄海原発では稼働停止中の原子炉の運転再開に地元首長は理解を示しておりますが、佐賀県知事は慎重な姿勢を崩していません。この原子

炉は海がすぐ近くにあり、海拔が低く津波対策が十分といえないなかで知事の決断は当然のことだといえます。脱原発を目指し自然エネルギーを目指した場合、新しいエネルギー政策をどうするのか。大きな課題にぶち当たってしまいます。また、この国難といわれる大震災に直面した私たち国民がどう変わらなければならないのか。これからの日本の50年先、100年先を見通す大きな岐路に今立っているのだとつくづく思います。

さて、私はこの1年間市議会から離れましたが、今こうして再び市議会の場に立つことができました。本当にありがたく、市民の皆様方には心から感謝を申し上げます。

この間、朝倉市は市長が交代され森田新市政が誕生しました。私は市民の方から「森田市長が誕生してどこがどう変わりましたか」とよく訪ねられます。市民は森田市長に朝倉市の舵取りを任せただけですから当然の質問であり、大いに期待されて当然のことだと思います。

そこで改めて森田市長のマニフェストを読み返してみました。森田市長が誕生して既に1年。そこでマニフェストの全般とはいきませんので、日本一のふるさと朝倉の構想について市長にお尋ねしたいと思います。

また、私は常々市政は継続と変化が必要だと思ってきました。この継続と変化はまったく異質のように思われますが、市政の場においては継続と変化は表裏一体でなければならないと思っております。前任者の塚本市長が道筋をたてられました朝農跡地利用問題がその後どう進展しどうなったのかを改めて質問していきたいと思っております。

市長や執行部におかれましては明快なる回答をよろしくお願いいたします。

(10番大庭きみ子君降壇)

○議長(手嶋源五君) 10番大庭きみ子議員。

○10番(大庭きみ子君) それでは早速森田市長のほうに質問をしまいたいと思っております。

先ほど前段でも申し述べましたが、市長のマニフェスト、立派なものできております。私も本当に森田市長が就任されて早くも1年が経っております。このマニフェストの中に42項目になる日本一のふるさと朝倉構想が描かれております。親と子と孫と一緒に暮らす朝倉市と目指したいという思いが書かれておりますが、これが実現できればとても素晴らしいのではないかと考えています。

しかし、現実的には平成18年に合併してこの5年間の間に3,100人からの人口が減少しております。少子高齢化もありますが、若い世代の人たちが就職や結婚などで市外に流出していくことも原因として考えられています。私も若い世代の方たちがこの朝倉市に住みたい、住んでよかったと思えるような朝倉市をぜひ共に築いてまいりたいと思っております。

市長はどのようにしたら、この親と子と孫と一緒に暮らせる日本一のふるさと朝倉市のまちづくりができるとお考えでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 市長。

○市長（森田俊介君） 非常に大事な質問であります。しかし、ただ、非常に漠然とした御質問なので、まず私なりの考え方をお話をさせていただきたいというふうに思います。

今言われますように、これは日本全体がそうでありますけれども、いわゆる人口減少の時代に日本が入っております。その中でも地方といわれる、朝倉市もその一つでありましようけれども、地域はいわゆる少子化、高齢化というのが日本全体平均よりも先を進んでいっておるのが現実であります。そういったなかで私どもは考えとかなかないのは、マニフェストで書かせていただいております親と子と孫と一緒に住める朝倉をつくりたいということで書かせていただいております。

そのためにはいろんなことをやらなきゃなりません。まずは何を申しまして、いわゆるそこで生まれ育った人たちがこの地域で生活するために何が必要かという、やっぱり働く場があります。働く場がなければここでいくら生活しようと思ってもできないわけですから、働く場の確保。それはいろんなことがございます。一つには企業誘致もありましよう。あるいは今ある、この朝倉地域の主要産業といわれる農業。農業は今御存じのような状況の中にあります。なかなか後継者も育たないという状況のなかで、やはり農業を元気にさせるということも一つの大事なことだろうと思います。また、あるいはこの地域、いわゆる子どもさん方を生んで育てやすい地域にする。あるいは住環境の整備をしていく。もろもろありますけれども、そういったことをここに書いていることを一つ一つやることによって親と子と孫と一緒に住める地域になるだろうと。

もう一つありますのが、今度は高齢者の問題であります。親、いずれはこの土地で住めば年をとっていくということは間違いない話ですから、高齢者の方がいかにこの地域で快適に生活ができるかというものを、地域をつくっていくと。

そのためにもマニフェストに書いておるようなことを一つ一つ実行していく。その中には直ちにできるものもありましようし、中長期的に捉えてやっていくものもあるでしょう。そういったものを着実に施策として打ち出していくということが大事なことだろうというふうに考えております。

○議長（手嶋源五君） 10番大庭きみ子議員。

○10番（大庭きみ子君） 私も今回森田市長になりまして初めての議会でございますので、市長のお考えをお尋ねしたところでございます。本当に素晴らしいお考えだと思います。

では、本当にさっき申されましたように、中長期的に打ち出していかなければこれはすぐには実践できないことだと思いますが、市長の任期というのは4年でございまして、それからさらにまた再任ということもございまいましようが、この4年の間でいまはもう1年過ぎてきたわけでございます。

この1年間どういうふうなことをされてきましたのでしょうか。実績をお尋ねしたいと思っております。

○議長（手嶋源五君） 市長。

○市長（森田俊介君） 具体的に例えば予算の中にどういうふうにして反映したかという御質問ととらえてよろしゅうございますか。

○10番（大庭きみ子君） はい。

○市長（森田俊介君） 私は就任をいたしましたのが平成22年の4月23日であります。ですから平成22年度ですね。平成22年度につきましては、マニフェストの関連とかすべて予算については、ある意味では私の掲げている目標を達成するための予算だというふうに考えていただいて結構だと思いますが、平成22年度につきましても同じようなとらえ方で。

じゃ、それの中であえて申し上げますならば、まず8月1日から就学前の子どもたちの医療費の無料化をさせていただいたと。

それからことしの3月ですから平成22年になろうかと思えますけれども、いわゆる市役所の中で、こういった古い市役所ですし狭いところもいっぱいあります。物理的な条件もありますけれども、そういった中で市民の皆さん方が市役所に来たときに便利と申しますか、いわゆるワンストップサービス、これはワンストップ窓口サービス。ワンストップと申しますと何もかもそこでという誤解を与えますのでその言葉が適切かどうかわかりませんが、そういったことも取り組みをさせていただいております。

特に農業について申しますと、平成22年度中に朝倉市夢と緑を育む食料・農業・農村基本条例というものを制定させていただきました。これはどういうものかと申しますと、朝倉市におきまして、じゃ、農業の位置づけは何なのか、あるいは農村の位置づけは何なのかということ条例にきちっとうたいこんだ。その上によって、その中で基本計画をつくり、そしてその中で朝倉市の農業を展開していくと。もちろん農業の基本というのは国、国政のほうである程度大きな——大きなちいう、ほとんどの枠が決まってしまうので、じゃあ地方でできることはどの程度なのか。限度があるかもしれませんけれども、その中でもやるべきことをやっていこうじゃないかということで、そういったかたちをとらせていただきました。

あるいは特に今、ここ数年雇用の問題が非常に難しいと、大変だということですが、特に昨年度、平成22年度ですけれども、この朝倉地域の高校を卒業する卒業生の中で100名前後就職を希望されていた方がいらっしゃいます。それにアンケートをとりますと地元志向が非常に強いんですね。できれば地元で就職したいという希望の方がいらっしゃるということも踏まえて、これはハローワークと一緒に、福岡の労働局も含めてでありますけれども、市内の事業所等も一緒に回らせてもらいまして一人でもひとつ地元の卒業生、高校の卒業生を雇用してほしいということで回らせていただきまして、多少でありますけれどもその効果もあったというふうに認識をしております。

また、これは私がということではありませんけれども、今商工業が非常に大変だということでプレミアム商品券につきましても、一昨年に引き続き昨年も、平成22年度も市の財

源を使って1,000万円でありますけれども、発行についてしていただくと。もちろんこれは平成23年度もそういうかたちでやらせていただくことにしております。

また、これは不定期でありますけれども朝倉支所、杷木支所に、不定期でありますけれども月に必ず最低1回は行きまして、最低半日以上そこにおりまして、もちろんその職員さん方、あるいはそこにお見えになる市民の皆さん方といろんな面で意見交換を交わすということもやらせていただきました。

そして、昨年度から取り組み、本格的には今年度になりますけれども、行政評価についての取り組みを昨年度からのかたちの中で、今年度から本格的にやるわけですけれどもそういう取り組みをさせていただいております。

もろもろ一つ一つもっと言いますと時間が足りませんので、主なものと申しますとそういうかたち、そういうことだろうというふうに思っております。

○議長（手嶋源五君） 10番大庭きみ子議員。

○10番（大庭きみ子君） 今市長の答弁によりまして市長がいろいろ地元の農林業の活性化または商工業の活性化、そして雇用の問題、また子育てについてお考えになっているということがよくわかりました。この日本一のふるさとにしたいという構想がおありでして、やはりこの朝倉市の特色を生かした、これだけはよその地域に負けないオンリーワンになるようなもの、そういうものはどういうふうに目指していきたいと思われているのでしょうか。お尋ねします。

○議長（手嶋源五君） 市長。

○市長（森田俊介君） 最近の流行の言葉で、オンリーワンという言葉がよく使われます。しかし、これをことさら今からつくるということじゃなく、既に朝倉市の中にはそういったものがあるかと思えます。そういったものを自分たちがいかに見つけ出し磨いていくかということはやっていかなきゃならんというふうに思っています。

○議長（手嶋源五君） 10番大庭きみ子議員。

○10番（大庭きみ子君） 本当にたくさんこの朝倉市には恵まれた資源がございます。また、これだけの豊かな環境もございます。私もぜひこの朝倉市の特色をいかしたもの、これだけはよその地域に負けないというものをぜひ磨いていただきたいと思っております。その中でも私もいろんな分野がございます。子育てしやすいとか、こと農業の活性化。その中で私ひとつ食育というのもこの朝倉市で考えて取り組んではどうかなと思っております。もちろんこれも食育基本法ができておりますので十分御承知のことだと思いますが、この朝倉市をよそに負けない地産地消を取り入れた、そして健康で長生きのできる子どもからお年寄りの方まで安心安全な野菜を提供できる、そういう朝倉市を目指したいということも本当に生活に密着した大事なことではないかなと思っております。こういうことができれば、さらに私は市民の方の健康増進、健康で長生きにつながってまいらないかなと思っております。このあたりの食育に対してどういうふうに推進していこうと

思われておりますでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 市長。

○市長（森田俊介君） 食育という非常に大事な問題だと思います。国におきましても食育基本法なるものも制定をされておりますから、これは朝倉市ということじゃなくて日本全体としてやっぱり取り組んでいかなきゃならん問題だろうというふうに思っております。

そういった中で朝倉市食と農推進計画に基づきまして、食育に関する地場産農産物を利用した親子調理体験や料理教室、あるいは食品の安全性を学ぶ講座の開催などを学校や保育所で実施をしております。また農業まつり等でも体験食育コーナーといったものをつくりまして、広く市民の皆さん方に食というものが人間にとっていかに大事なものなのかということを確認していただくというかたちで進めさせていただいております。

○議長（手嶋源五君） 10番大庭きみ子議員。

○10番（大庭きみ子君） 確かにマニフェストの中にも市長の食育の推進というのは上がっております。ぜひこれも基本法もございますし、食と農の基本法もできておりますので進めていただきたいと思っております。そして、これをさらに実践していくためには私はこの朝農跡地を利用した活用が十分できるのではないかなというふうに思っているところでございます。

しかし、この朝農跡地問題につきまして市長のマニフェストに入っていないのは大変残念に思っているところでございます。

時間がございませんので、次の朝農跡地問題に移らせていただきたいと思っております。マニフェストにつきましてはまたおいおい、次の一般質問でも深く聞いてまいりたいと思っておりますが、この朝農跡地問題は今の朝倉市にとって重要な課題だと思っております。市長のマニフェストを実現するのにもこの朝農跡地を活用して実現できるものたくさんあると思っております。この12万平方メートルの広大な土地を朝倉市の宝として生かすことにより、朝倉市の今後の発展の起爆剤になるのではないかと大きな期待をしているところであります。また、この朝倉農業高校は明治39年創立以来、103年という長きに渡って地域農林業や地域産業の振興発展に貢献され、1万余名の卒業生を輩出し、これまで地域社会や経済を担う人材を多く輩出されています。この卒業生の思いや朝倉農業高校の特性や資源を最大限に生かした跡地活用の早い実現が望まれているところであります。

これは私がいうまでもなく平成19年からことしの3月まで、既に25回もこの議会の一般質問で取り上げられ論戦されてきたところであります。私がいなかった1年間の間、既にもう計画が実施されていると思っておりましたが、まったく進捗がなく元に戻っていることに驚いています。

新市長になられてからのこの1年間の経過と現状をお尋ねいたします。簡潔にお願いいたします。

○議長（手嶋源五君） 朝農跡地対策室長。

○朝農跡地対策室長（伊東 功君） お答え申し上げたいと思います。まず朝農跡地につきましてはおっしゃいますように県有地それから校友会から寄附をいただきました面積合わせて12万平米ございます。

それでまず校友会のほうから寄附をいただきました面積約6万平米でございますが、この土地について御説明を申し上げたいと思います。平成20年12月の覚書に基づきまして平成22年4月1日に所有権移転登記ということで進めておりましたが、御存じのように跡地には農地がございます。農地を農地で取得するためには農地法第3条の許可が必要になります。そういう許可をいただきながら所有権移転登記をするわけでございますが、まず平成22年2月に先ほど言いましたように、農地法第3条の許可を得るべく農業委員会のほうに3条の許可申請をいたしました。しかし、具体的にだれが何をするのかといった営農計画、それから県有地にも農地がございますので、県有地の分とあわせて取得をすればいいのではないかと指摘が農業委員会のほうからございましたので、平成22年2月に申請については取り下げをいたしたところでございます。しかし、農地法第3条の許可がないと所有権移転登記ができませんので、校友会のほうといたしましても所有権移転登記ができれば財団の解散ができないということもございますので、早急に手続きを進めたいということで農業委員会とも協議をさせていただきました。依然県有地等を含めて3条申請をすればいいじゃないかということもございましたので、その部分について協議をいたしました結果、県有地と合わせることなく校友会有地だけでの申請を行うというふうなことになりましたので、農業委員会のほうから指摘を受けました営農計画書を作成しながら、平成22年7月の農業委員会に申請をし、同月農地法第3条の許可をいただいたところでございます。その許可をもちまして、あの広大な土地を寄附でいただきますので調印式を開催しながら所有権移転登記の手続きをしたところでございます。具体的には平成22年10月8日に調印式を開催いたしまして、即日その日に所有権移転登記の申請をし、その日付をもって完了したところでございます。

それから、寄附を受けました部分につきましては先ほど言いましたように、農地法第3条の許可をいただきましたので、具体的な活用につきましては、まず水田につきましては隣接したところに十文字中学校がございますが、中学校の生徒さんによります田植えとか収穫の農業体験の場としての実習農場として活用するようにいたしております。具体的には今月でございますが、来週に田植えをするような計画の調整をいたしておるところでございます。

それから一部水田及び畑がございますので、これにつきまして朝倉地域の特産物でありますサトウキビの品種選定試験圃場として活用するようにいたしております。これにつきましても複数種の作付けを既にいたしておるところでございます。水田につきましては牛鶴に3反弱の水田がございますので、ここにもサトウキビの作付けをいたしておるところでございます。以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 10番大庭きみ子議員。

○10番（大庭きみ子君） 今、農地の移転手続きが完了して調印式まで終わったということでございます。まず最初にこのような広大な土地を校友会から寄附をいただきまして、本当にこの土地というのは先人が築かれた血と汗の結晶であります。この寄附をいただいた校友会の皆様方に対して市長はどのようなお考えでしょうか。まずお尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 市長。

○市長（森田俊介君） 何度もお答えはさせていただいておりますけれども、いわゆる先ほど話がありましたように、100年から続いた自分たちの母校が、今回の県の高校の再編によりまして廃校になったということ。そのことに対する、やっぱり卒業生の皆さん方のいろいろな面での思いがあるかと思えます。そして、おまけに6万平米という広大な土地を自分たちの後輩のために使ってほしいということで、校友会のほうはその土地を自分たちの母校で使っていただくということで取得をされておった。私は県会議員をしておりまして、よくそこあたりは十分知っておるんですけども、県立高校で校友会、要するに同窓会がそれだけの広大な土地を学校のために、後輩のために手当をするという学校は福岡県では朝倉農業高校だけであります。もちろんもっと狭い土地を提供したというところもございますけれども。それだけやっぱり自分たちの学校あるいは後輩に対する思いが強いんだなというふうに。そういった中で残念ながら朝倉農業高校が廃校になったと。あの土地をもちろん財団法人という中で校友会が運営されておりましたので、そこらあたりのいろんな問題もあったかと思えますけれど、何よりもやっぱり有効に使っていただきたいということで市のほうに寄附の申し出があったんだろうと。その中にはいわゆるそれぞれの校友会の皆さん方の考え方というものもありますんで、もちろんそこらあたりも十分私どもとしては考えながら、そして最終的には朝倉市の市民の皆さん方が一番喜んでいただけるようなかたちにもっていくのが、私どもの務めかなというふうに思っております。

○議長（手嶋源五君） 10番大庭きみ子議員。

○10番（大庭きみ子君） 大変市長も感謝されているということでございますが、その気持ちを私はかたちでもあらわしていただきたいなと思っておりますが、そういうかたちにあらわすようなお考えはないのでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 市長。

○市長（森田俊介君） かたちにあらわすというのがどういうことなのか。具体的に定義していただかなければ私には直に理解できんですけども、感謝していることには間違いございません。

○議長（手嶋源五君） 10番大庭きみ子議員。

○10番（大庭きみ子君） 私が思いましたのは、感謝状のひとつでも市のほうからあげてもよかったのではないかというふうな思いでございますし、そのことに対しましてやはり市としてきちんと責任を持って計画を進めていく。これが私は感謝の気持ちをあらわして



いくことにつながっていくのではないかと考えております。

その前にちょっとお尋ねしたいことがございます。

この営農計画を私も見せていただきました。この営農計画の中には7反ほど子どもたちの情操教育のために、食育推進のために、水稻作付けして実習農園に活用するっていうことが上げられているんですが、どこの子どもたちが7反植えられるのかなという疑問もございますし、どこに管理を委託されてどれだけの管理費がかかっているのか。この取れた作物、水稻ですからお米ですが、それはどのように今後されていくのか。具体的に教えていただきたいと思っております。

○議長（手嶋源五君） 朝農跡地対策室長。

○朝農跡地対策室長（伊東 功君） まず校友会のほうからいただきました土地に対する感謝状というふうなことでございましたが、これは調印式のときに理事長さんのほうに市長のほうから手渡しをさせていただいておるところでございます。

それから校友会のほうで平成21年度に閉校することをもちまして記念公園の整備というふうなことがございましたので、その件につきましても市のほうから一部補助金を出してあそこの整備をしていただいております。

それから今のお尋ねの営農計画の件でございますが、具体的には先ほど言いましたように隣接をいたしております十文字中学校の生徒さんのほうに作業を体験していただくようにいたしております。できたものにつきましては先ほどありましたように学校給食に使うとか、例えば市民まつり等に使っていききたいなというふうに思っております。

それから、その管理につきましては当然収穫時までの肥培管理というのが出てきます。植え付けしたあとには除草剤散布とかそういうふうな周辺のあぜ草切りとかそういう作業がございますので、その部分につきましては株式会社ウイング甘木さんのほうに委託をいたしております。以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 10番大庭きみ子議員。

○10番（大庭きみ子君） この農地に転用したぶんのすべての管理費はどれぐらいかかっていくのでしょうか。お尋ねします。

○議長（手嶋源五君） 朝農跡地対策室長。

○朝農跡地対策室長（伊東 功君） 先ほど言いました株式会社ウイング甘木さんのほうに80万円弱で委託をいたしております。以上です。

○議長（手嶋源五君） 10番大庭きみ子議員。

○10番（大庭きみ子君） あとサトウキビの作付けのほうもあると思うんですが、これもすべての委託ですね。お尋ねをしたいと思っております。そのあたりすべての委託料です。サトウキビ畑まで入れて幾らになりますでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 朝農跡地対策室長。

○朝農跡地対策室長（伊東 功君） サトウキビの試験圃場としての維持管理費でございますが、JA筑前あさくらのほうに約210万円程度で委託をいたしておるところでございます。以上です。

○議長（手嶋源五君） 10番大庭きみ子議員。

○10番（大庭きみ子君） ということは合わせますと300万円近く委託料を払って管理を委託していかれるということでございますが、やはりこのできた作物を販売はできないと思うんですね、市がつくっていますので。だからそのあたりの具体的な計画をもっとこう細やかに立てていただきたいと思うのと、本当にこれはもう暫定措置かもしれませんが農地を農地で3条で転用されていますが、これを計画があれば5条で転用できたっていうこともあるわけですね。だから計画が、全体的なグラウンドデザインができていれば5条での転用、宅地転用もできたのではないかなと思います。そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 朝農跡地対策室長。

○朝農跡地対策室長（伊東 功君） 具体的な成果品といいますか米につきましては、もち米を作付けするようにいたしております。これにつきましては学校給食等に、献立の中に入れていただくとかそういうことで今後関係課と煮詰めをしていきたいと思っております。

それから三奈木サトウキビにつきましては、できたものにつきまして成果品を農協さんのほうに買受けをしていただくようにいたしております。先ほど転用という言葉が出ましたけれど、まず転用するからには農地法第5条になると思いますが、転用する目的がないと申請ができませんので、今のところそういう具体的な計画はまだ煮詰まっておりませんので、現状のまま農地を農地で取得するというところで申請をして許可をいただいたところでございます。以上です。

○議長（手嶋源五君） 10番大庭きみ子議員。

○10番（大庭きみ子君） やはりこれはもう後付されてきているものだと思うんですが、やはり全体的なグラウンドデザインがないってことで、やはりこういう大変無駄な労力を使わないといけないのではないかなというふうに思っております。これは生かされた食育として活用されるのであったら大いに効果があると思いますが、実際中学生が7反をつくるというのは本当に不可能だと思いますし、管理もできないと思います。だからこのようなやり方ではなくて真に食育につながるような税金の使い方をしていただきたいと思っております。

もう一つこれは農地の件でございますが、もう一つ先ほど報告にはなかったんですが、もう前回の議会で一応話が進められたということでございますが、県有地のほうですね。県有地のほうも方向転換をされております。私たちが議会におるころには減額譲渡で買うということで話を進められておられましたし、そのために計画を進められておりました。そ

れがやはり一般譲渡でしか買えないということで、今回の審査の中に議題として上がってまいります。私も委員会ですのでそこでまた意見は出させていただこうと思っておりますが、なぜ一般譲渡で買わなければならないのか。やはりそこは大変疑問に残るところでございます。計画ができた中できちんとした公的な活用が、まずそれを目的に計画をされていると思います。それでなぜ減額譲渡で買えないのか。わざわざ高い倍額の一般譲渡で買わなければならないのか。私はここは大変矛盾があると思います。最初から一体化としてこの活用をしていくということで計画にもきちんとうたわれておりますし、根底にはそれがずっとうたわれてきたところでございます。それなのになぜ今一般譲渡になったのかどうしても理解ができません。そのあたりもう一度説明をお願いいたします。

○議長（手嶋源五君） 農林商工部長。

○農林商工部長（牟田芳高君） 県有地の譲渡に向けてのお話でございます。

議員御承知のとおり平成21年の9月に検討委員会の皆さん方で、朝倉農業高等学校跡地活用計画というのが策定をされております。この部分は県有地及び校友会用地の一体的利用を前提とした跡地活用を行うということで策定をされております。この活用計画をもとにしながら当時県の財産活用課・施設課のほうと譲渡協議が詰められておったというのが流れでございます。

そういう中で時間的経過があったわけでございますけれども、森田新市長体制になりました。じゃ、県有地の譲渡についてはどのような進め方をやろうかということで内部協議を行いました。やはり、経過そういったものを重視する中では朝農跡地そのものを校友会用地のみで活用するというにはならないだろうと。やはり一体的活用をすべきであるという方針のもとに、寄附地を受けた市有地と合わせて一体的な活用をするということから、今までの経過を含めまして財産活用課と協議をしましてまいりました。そういうなかで従来からございましたこの活用計画のままでいきますと、減額譲渡になりますと県の条例の第4条に合致させるような内容の活用に限定をされると。そういうことと合わせまして朝倉市の現在の基本的な活用の方針、こういったものはございますけれども、どのような活用をしていこうかという段階までには至っておりません。

そういうことから当然有利な価格で県有地の譲渡が行われればよろしいんでございますけれども、先ほど申し上げました条例の4条に合致させた将来活用になっていくのか、そういったことも非常に現時点では不透明でございます。そういうふうなことから4条に合えば減額譲渡となりますけれども、市として将来的な活用計画に用途制限が緩やかだということで一般譲渡に変更をさせていただいておるところでございます。

一般譲渡のメリットとしては、ただいま申し上げますように今後の活用計画において用途制限が緩やかであると。そういうことから多種多様な計画が自由にできるというようなことの判断のもとに、事務を進めさせていただいておるところでございます。

現在の状況でございますが、4月の25日に県有財産の売買仮契約をお願いいたしております。

まして、福岡県のほうといたしましては6月の県議会に財産処分の議案を上程されると。市のほうも今回の6月議会に財産取得の議案をお願いしておるところでございます。それぞれ承認をいただきながら本契約の運びということになるかと思っております。実際には県議会の議決が7月半ば頃になるのではないかなというふうな推測でございます。順調にまいりますれば平成23年の8月、ことしの8月ぐらいには所有権移転ができるのではないかなというふうに思っておるところでございます。

○議長（手嶋源五君） 10番大庭きみ子議員。

○10番（大庭きみ子君） この県有地は先ほどからも言われましたように、ほかにどういう用途で使おうと思われているのでしょうか。やはり市民のために、この朝倉市の活性化のために、振興のために使おうとお考えでありましたら、やはり私は4条に適應するような内容ができてくるものではないかと思えます。そういう計画ができた中でどうしても4条に適さない、だから一般譲渡でなければならないというふうな結論が出た場合は一般譲渡で買うことも仕方がないだろうとは思いますが、しかし、減額譲渡で買えるというのは半額ですよ、約。だからざっくばらんに言えば2億円のものを1億円で買える。だから1億円ほど高く買わなければならない。それだけ今朝倉市の財政が豊かだとは思えません。その緩やかな制限の中で何でも使えるだろうということで、そういう目的もなしにこんな1億円も高く、倍額で買うっていうこと自体がやはり私は考えとして甘いんじゃないかなと。もう少しこう行政として税金の使い方に対して私は努力をしていくべきではないかなと思っております。だから本当にこれは県の県有地でありますので、この朝倉市が今すぐにもほかに売るという用途はないと思えます。だからまず私はもう少し努力をして4条に適應できるような私は計画なり出してから、もう一回検討すべきではなかったのかなと本当に残念でなりません。先ほどからの答弁ではそういうふうには仕方がない。ゆるやかな制限の中で使っていきたい、一体化して使っていきたいという聞こえは、耳障りはいいんですが大変な金額です。そのあたりの何か努力が足りないのではないかなと私は思っています。どう思われますでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 農林商工部長。

○農林商工部長（牟田芳高君） 議員のおっしゃっていますことは条例第4条に合致させた計画なりがきちっとできればそれで取得をしていったほうが有利であると。もちろんそうでございます。条例第4条の中身でございますけれども、用途といいますともう限定列挙なんです。図書館であるとか体育館であるとか職業訓練所であるとか博物館であるとか。このような限定された施設の整備に使う場合の用地であれば、最大限50%の譲渡があるということでございます。

もう従来の一般質問の中でもお答え申し上げましたように、いろいろ事務の整理、そういったものをさせていただいております中で、県有地の取得に向かって内部でも先ほどお答え申し上げましたように一般譲渡というかたちでの整理を、確認をさせていただきなが

ら進めております。

今後の活用に向かっては、私どもが思っておりますのは平成21年の9月にできました活用計画、この方向性に向かって具体的な活用の実態といたしますか、計画といたしますか、こういったものを練り上げていかなければならないと。早急に練り上げていかなきゃならないというふうに思っておるところでございます。

○議長（手嶋源五君） 10番大庭きみ子議員。

○10番（大庭きみ子君） 県有地と校友地とこう半分半分入っているわけございまして入り組んでおりますので、やはり県有地のところにそういう公的施設をつくるとか、体育館とかこの総合計画の中にも入ってございましたが、そういうものをつくるということであればこの4条に適用するのではないかと思っております。

そしてもう時間が余りございませんので、やはりこういう大事な大きな問題を先に進めていくには、やっぱり市長の政策判断がなければ進んでいかないんだと思っております。この朝農跡地の広大な土地を市長はどう活用しようとしているのか。どんなグラウンドデザインを描こうとしてあるのか。方針を持ってあるのか。そのビジョンをお尋ねしたいと思えます。

○議長（手嶋源五君） 市長。

○市長（森田俊介君） 今までいろいろとお話を、質問を伺わせていただきました。それこそ私が平成22年の4月に市長に就任をさせていただきました。そのときは確かに減額譲渡という中でそれまでは進められていたようであります。しかし、これは事実だけ申しおきますと、その中では一方では減額譲渡になじまない公募というかたちも一方ではとられておると。そこらあたりを、整理を今日までさせていただきました。ようやくそこらあたりの整理がつかしました。それで今後は今副市長を中心として庁内検討委員会、確かに年間にまだ何遍も開いていないじゃないかという話がございましたけれども、今年度に入ってもう毎月1回それで開いてどういう方向性にいこうかということで今検討させていただいています。それを受けまして私としましては今年度中にはある一定の方向性を見つけないと思っております。その内容につきましては具体的なことでここでどうこういう話じゃございません。今からの話であります。しかし、原点は一番大事なことは校友会の皆さん方に納得していただく。それはひいては市民の皆さん方が喜んでいただける用途にすることだろうというふうに思っていますので、そういうつもりで今後取り組みをさせていただきますというふうに思っております。

○議長（手嶋源五君） 農林商工部長。

○農林商工部長（牟田芳高君） 先ほどの県の減額譲渡にかかわります条例第4条の件でございますが、ちょっと私「限定列举」という言葉を使わせていただきましたが、誤りでございます。「例示列举」ということ、例えて示してあると、例示列举であるということに訂正をさせていただきます。申しわけございませんでした。

○議長（手嶋源五君） 10番大庭きみ子議員。

○10番（大庭きみ子君） 市長の答弁の中に今年度中にはある一定の方向性を定めるといってお答えでございました。しかし、これはもうずっと去年からもいわれていることでありまして、方向性ではなく、私は市長のビジョンをお尋ねしたいんです。

庁内策定委員会があることは存じております。これは去年の12月8日に中島議員が一般質問されたときに副市長が期限のない仕事はないと。期限のない仕事は仕事ではないと肝に銘じて頑張りますと言われました。それから半年経ってまだこの状態です。どれだけ進んだのでしょうか。そして、やはり市長がビジョンを示さなければ先に進まないんじゃないでしょうか。庁内委員会に任せる。方向性を任せるでは職員はやれないと思います。やはり強いリーダーシップと市長のやるぞというやっぱり意欲、意気込み。校友会に対する感謝の気持ち。それがあればやらなければならないと思います。だからそれを私は聞きたいんです。もう一度お願いします。

○議長（手嶋源五君） 市長。

○市長（森田俊介君） 校友会に対する感謝の気持ちと言われると、私がいかに校友会に感謝をしていないみたいな言い方になりますという捉え方をします。先ほども申しましたように、寄附を受けるときに校友会の理事長さんにちゃんと感謝状もお渡しをしておりますし、私自身も大変ありがたいことだということで感謝をしておりますので、ちょっと誤解を受けるようなことは、そこらあたりはきちっと理解をしていただきたいというふうに思います。

それからビジョンを示せという話であります。今、それをつくっているところです。私としての今はとにかく先ほど申しましたように、いわゆるあの土地を市民のために本当にいい形で活用する。そのことが校友会の皆さん方にも喜んでいただけることだろう。もちろんその中に細かいいろんな問題があります。しかし、おおざっぱにいうと、全体的に言うると、まとめて言うるとそういうことだろうというふうに思います。

ですから今ここでこういうかたちにします。ああいうかたちにしますということをごままで大庭議員がビジョンというのをどこまで捉えてあるのかわかりませんが、具体的なことを話せということであれば、ここではまだ話す材料がないと。話すべきではないし、また今からの話であるということだろうと思います。

○議長（手嶋源五君） 10番大庭きみ子議員。

○10番（大庭きみ子君） 私は市長になられて、私はすごい意気込みがあってやる気満々でこういうふうに活用していきたいという思いがあるんじゃないかと大変期待いたしておりました。

そういう答弁でしたが、じゃあこの平成21年9月に朝倉市が出しました朝農跡地活用計画がございます。この計画は生きています。これは牟田部長が12月の一般質問の中で「これを基本に考えていきます」ということをおっしゃっています。答弁されていま

す。だからこれを基本に考えていかれるのだと思いますが、それともまったくこれとかけ離れたものをお考えなんでしょうか。そのどちらかお尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 農林商工部長。

○農林商工部長（牟田芳高君） 庁内検討委員会がございます。そういう中で検討させていただいておりますのは、今までの経過の中流れの中で検討委員さんから朝倉市に対して朝農跡地一体活用についてはこのような方向性で活用してほしいという提言がなされております。これをもとに朝倉市として検討してまいるということでございます。

○議長（手嶋源五君） 10番大庭きみ子議員。

○10番（大庭きみ子君） この活用計画は700万円ぐらいのコンサル料がかかっているんですよ。膨大な人力と経費、そして時間がかかっております。朝農が跡地を寄附したいと言いましても5年、申し出がありまして5年の時間が経過してこの中にはそれが凝縮されております。その策定委員会の中にも校友会の方も入っているし、市民の方も入っている。だからこれを無視することはできないと思います。だからこれを土台にしてさらにそれを具体的に、どう朝農跡地の中に活用できるかを考えていくべきだと思います。

だからそのためには市長がリーダーシップをとっていくぞと。そこで意思を示されれば、私は部下は動けると思います。じゃ、これで具体的に本当にできるのか。でもその中で、庁内検討委員会だけでは無理だと思います。今まで去年の一般質問から何も進んでおりません。月1回やっているとおっしゃっていますが、それはやはり多忙なんです。部長たちはそんなにこれにかかっておく時間はないと思います。申しわけないけれど、やはりそれは不可能だと思います。今のままだったらずっとこれは延々と続くでしょう。

だから、それではなくて、もうきちんと計画策定委員会、これを実施計画に落とす策定委員会をつくって動いてください。それがないと私は進まないと思います。もう2年ですよ、市長。もうあと2年しか残っていません。今4月ですから1年半もう過ぎようとしています。任期が4年しかございません。それは再選されればもちろん市長になられます。だからそれまでにある程度目処をたてておかないと、私は皆さん評価されると思いますよ、市民は。市長の実績は何だったんだ。この4年間の功績は何だったんだと。だからそれまでにきちんとかたちをつけておく、市民の皆さんに示す。それが私は市長の使命だと思います。

だから私は提案します。もう実施計画をつくるための策定委員会をつくってください。それには外部の方を入れてください。市民なり校友会なりいろんな有識者の方がいると思います。庁内だけでは進みません。だから庁内がつくるのはグラウンドデザインです。これをこのままやるのか、これをもう少し膨らませていこう、こういうふうに使っていこう、もっと福祉のほうに力を入れよう、食育のほうに力を入れようというのは庁内でできると思います。しかし、実施計画はもう計画策定委員会をもう一度つくってください。それをいつまでにつくられるのか。でないともう時間ありません。あと残されたのは2年ちょっと

とです。だからぜひそれは市長の決断だと思います。市長がすると言えればできるんです。答弁をお願いします。

○議長（手嶋源五君） 市長。

○市長（森田俊介君） 大庭議員のこの問題に対する熱意というものを非常にひしひしと感じておりますが、私ははっきり申し上げたつもりです。今年度中に一定の方向性を出しますよと。それを信じていただけないということであれば、これはもう何をかいわんやとかたちになりますけれども、そういうかたちで努力をさせていただきますので、ひとつ御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（手嶋源五君） 10番大庭きみ子議員。

○10番（大庭きみ子君） 大変時間がなくて残念でございます。

市長が必ずことし中には方向性をきちんと出すということで。（発言する者あり）今年度。今年度って来年の3月までですか。ちょっともう少し私はスピードが必要だと思います。政治にはスピードと行動力、誠実。やっぱり私は誠意をもって取り組まないと待っている市民、または校友会の皆さん方がどんなに気をもんでいらっしゃるか。どんなにつらい、この校友会の朝農跡地がかたちにならないことにおいてどれだけ悩んで苦しんでいらっしゃるか。やっぱりその方たち1万余名の卒業生がいらっしゃいます。そういう方たちが早く安心してよかった。自分たちの母校がこうやって生き返るという希望を早く持たせてあげてください。それが私は市長の役割だと思っています。市民の願いだと思っています。そして市民の幸せにつながると思います。

時間がございませんで、最後にもう一つ聞きたいことがございます。

この活用計画の中に防災機能を備えた体育館、総合施設の設備が入っております。今の東日本大震災をみましたときに、やはりこの朝倉市も耳納活断層もございませんで、いつ地震が起こるかかわからない状況でございませんで。その場合避難できるような施設を備えた、やっぱり私は体育館施設が必要だと思っております。私も一般質問いたしました。その当時9,292名の署名も添えられて市のほうに要望も出されました。その中に野球連盟も参加しておりましたが、この朝倉市野球連盟の会長は森田市長でございませんで。だからよく森田市長も御存じのことだと思っております。だからこういう体育館施設、防災機能を備えた体育館施設ですね。きのう村上議員の中で答弁で甘木は120名しか避難時に収容できないとおっしゃいました。朝倉、杷木それぞれ300名400名と収納できるのに、旧甘木市はピーポートが避難場所になっておまして収容できる人数は120名。やっぱこれ……違いました。120人が対応できると。（発言する者あり）違いませんか。それは後でちょっともう1回確認させてもらいます。やはりこの人口の多い旧甘木市において避難待機できる場所というのは必要だと思いますが、どう考えてありますでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 市長。

○市長（森田俊介君） 活用計画の中にいろんなかたちが書いてあります。具体的なもの



じゃなくて漠然としたものがありますけれども、それはすべてやっぱり一つの計画の中に入っておるわけですから、一つの計画の候補地というは何ですけれども、そういったものも考えられるということだろうと思います。

○議長（手嶋源五君） 10番大庭きみ子議員。

○10番（大庭きみ子君） やはりこれも多くの市民が望んでいることですので十分に検討いただきまして、市長はもともと野球連盟の会長もされておりますし、こういうスポーツ関係には大変洞察が深いと思っておりますので、ぜひとも御配慮いただきたいと思っております。そしてやはりこの朝倉市をどう導いていくか。それは森田市長のリーダーシップにかかわっています。多くの市民は今森田市長に期待を寄せております。きょう傍聴に見えてある方もきっと市長のそのやる気が聞きたくて見えたんだと思います。ぜひ強いリーダーシップを発揮して朝倉市民が本当によかった、朝倉市に住んでよかった。やっぱり森田市長になってよかったと思えるように、私は全力で頑張っていたいただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

これで一般質問を終わります。

○議長（手嶋源五君） 10番大庭きみ子議員の一般質問は終わりました。

10分間休憩いたします。

午前10時59分休憩